

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例

(平成21年12月24日条例第52号、令和5年3月30日条例第9号最終改正)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則

(平成21年12月24日規則第90号、令和7年3月31日規則第29号最終改正)

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則
第1章 総則	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地球温暖化対策及び気候変動適応に関する施策（以下「地球温暖化対策等」という。）の推進に関する計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策、脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策、環境技術による国際貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化並びに気候変動適応を図り、もって脱炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。</p> <p>(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。</p> <p>(3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項各号に掲げる物質をいう。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。</p> <p>(5) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(6) 気候変動適応 気候変動影響(地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。)に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。</p> <p>(7) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力その他のエネルギー源のうち、永続的に利用することができる認められるものとして規則で定めるものをいう。</p> <p>(8) 脱炭素エネルギー源 再生可能エネルギー源又は再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源であってその利用が脱炭素社会の実現に寄与するものをいう。</p>	<p>(再生可能エネルギー源)</p> <p>第3条 条例第2条第7号の規則で定めるものは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条各号に掲げる再生可能エネルギー源とする。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 地球温暖化対策等の推進は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、行われなければならない。</p>	
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策等を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策等を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(事業者及び市民の責務)</p> <p>第5条 事業者及び市民は、地球温暖化対策等の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。</p>	
<p>(地球温暖化対策等に関する協働)</p> <p>第6条 市、事業者及び市民は、密接な連携の下に協働して、地球温暖化対策等に取り組まなければならない。</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
第2章 地球温暖化対策等に関する施策等	
第1節 地球温暖化対策等推進基本計画等	
<p>(地球温暖化対策等推進基本計画)</p> <p>第7条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策等推進基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 地球温暖化対策等推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 地球温暖化対策の目標</p> <p>(3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(4) 気候変動適応を推進するために必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等の推進に関し必要な事項</p> <p>3 市長は、法第21条第9項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策については、地球温暖化対策等推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>6 市長は、地球温暖化対策等に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策等推進基本計画を変更するものとする。</p> <p>7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策等推進基本計画を変更する場合に準用する。</p> <p>8 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(地球温暖化対策等推進実施計画)</p> <p>第8条 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画に基づき、地球温暖化対策等の推進のために実施する措置に関する計画（以下「地球温暖化対策等推進実施計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 地球温暖化対策等推進実施計画には、法第21条第5項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長は、地球温暖化対策等推進実施計画に基づく措置の実施状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。</p>	
<p>第2節 事業活動に係る地球温暖化対策</p> <p>(事業活動脱炭素化取組指針)</p> <p>第9条 市長は、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の推進並びに次条第1項に規定する事業活動脱炭素化取組計画書、同条第3項に規定する中小規模事業者用脱炭素化取組計画書並びに第12条に規定する事業活動脱炭素化取組結果報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作成及び評価のために必要な事項についての指針（以下「事業活動脱炭素化取組指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 事業活動脱炭素化取組指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。</p> <p>3 市長は、事業活動脱炭素化取組指針を定め、又は変更したときは、これを公告するものとする。</p>	
<p>(事業活動脱炭素化取組計画書)</p> <p>第10条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動脱炭素化取組計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項</p> <p>(3) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項</p> <p>(4) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項</p> <p>(5) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第4条 条例第10条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定により事業活動脱炭素化取組計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動脱炭素化取組計画書に係る事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 特定事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動脱炭素化取組計画書に準ずる計画書（以下「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」という。）を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる事項」とあるのは「次の第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる事項」と、第2項中「事業活動脱炭素化取組計画書」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」と、「あったとき」とあるのは「あったとき、当該中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定により中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者が特定事業者に該当することとなった場合は、当該中小規模事業者用脱炭素化取組計画書は、その該当することとなった年度以降、その効力を失う。</p>	<p>(2) 連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）にあつては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者</p> <p>(3) 事業者の事業活動に伴う自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であつて、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。）の前年度の末日における台数が100台以上の事業者</p> <p>(4) 本市の区域内に設置している全ての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第10号から第16号までの規定の例により得られる量をいう。）が3,000トン以上の事業者</p> <p>（事業活動脱炭素化取組計画書の作成等）</p> <p>第5条 条例第10条第1項の規定による作成は、3年間を計画の期間（以下「計画期間」という。）として行うとともに、同項の規定による提出は、特定事業者に該当することとなった年度以降、3年度ごとに、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付し、事業活動脱炭素化取組計画書（第1号様式）により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第2号の規定に該当する連鎖化事業者が条例第10条第1項規定により作成する場合は、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を対象として行うものとする。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
	<p>(事業活動脱炭素化取組計画書の記載事項)</p> <p>第6条 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第4条各号のうち事業者が該当する号</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出を行う産業、運輸その他の部門</p> <p>(3) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類及び中分類のうち事業者が該当するもの</p> <p>(4) 主たる事業の内容</p> <p>(5) 事業者の規模</p> <p>(6) 計画期間</p> <p>(7) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針</p> <p>(8) 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制</p> <p>(9) 地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項(条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる事項を除く。)</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <hr/> <p>(事業活動脱炭素化取組計画書の変更等の届出)</p> <p>第7条 条例第10条第2項の規定による届出は、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付し、事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書(第2号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第2項の規定による届出は、変更があったときにあっては速やかに、廃止し、休止し、又は再開したときにあってはその日の翌日から起算して15日以内に行うものとする。</p> <hr/> <p>(中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の作成等)</p> <p>第8条 前3条の規定は、条例第10条第3項の規定による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の作成及び提出について準用する。この場合において、第5条第1項中「事業活動脱炭素化取組計画書(第1号様式)」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書(第3号様式)」と、第6条中「次に掲げるとおり」とあるのは「次の第2号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げるとおり」と、前条第1項中「事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書(第2号様式)」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書(第4号様式)」と、同条第2項中「あったとき」とあるのは「あったとき又は中止したとき」と読み替えるものとする。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(事業活動脱炭素化取組結果報告書)</p> <p>第11条 計画書提出特定事業者及び中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者(以下「計画書提出事業者」という。)は、当該事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書(以下この項、第14条第1項及び第15条において「計画書」という。)を提出した日の属する年度の翌年度から計画書に係る計画の期間が終了する日の属する年度の翌年度(前条第5項に規定する場合における中小規模事業者にあつては、同項に規定する年度。第13条第2項及び第3項において「最終提出年度」という。)までの毎年度、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、規則で定めるところにより、当該年度の前年度分までの、計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の状況等を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。計画書提出特定事業者が、特定事業者に該当しなくなった場合も、同様とする。</p> <p>2 前条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>(事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出)</p> <p>第9条 条例第11条第1項の規定による提出は、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付し、計画書提出特定事業者にあつては事業活動脱炭素化取組結果報告書(第5号様式)により、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者にあつては中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(第6号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第11条第1項の規定による提出は、7月末日までに行うものとする。ただし、条例第10条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った事業者及び同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った事業者については、届出を行った日の翌日から起算して90日以内に行うものとする。</p> <p>3 条例第11条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、廃止した日若しくは中止した日の属する年度の翌々年度以降又は休止した日の属する年度の翌々年度から再開する日の属する年度までの間に限る。</p> <p>(1) 特定事業者が条例第10条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った場合</p> <p>(2) 中小規模事業者が同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った場合</p> <p>(3) その他市長が特別の事情があると認める場合</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(事業活動脱炭素化取組計画書等の概要の公表)</p> <p>第12条 市長は、事業活動脱炭素化取組計画書、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、計画書提出特定事業者が前条第1項の規定により作成した報告書(以下「事業活動脱炭素化取組結果報告書」という。)及び中小規模事業者が同項の規定により作成した報告書(以下「中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書」という。)が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p>	<p>(事業活動脱炭素化取組計画書等の概要の公表)</p> <p>第10条 条例第12条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。ただし、当該事項を公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 事業活動脱炭素化取組計画書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第10条第1項第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>イ 第6条第1号から第9号までに掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(2) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項</p> <p>イ 第6条第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(3) 事業活動脱炭素化取組結果報告書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第10条第1項第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>イ 第6条第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(4) 中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書 次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項</p> <p>イ 第6条第2号から第4号まで、第6号及び第9号に掲げる事項</p> <p>ウ その他市長が必要と認める事項</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(事業活動脱炭素化取組計画書等の評価及びその公表)</p> <p>第13条 市長は、第10条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組計画書又は同条第3項の規定により提出された中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載された同条第1項第2号から第6号までに掲げる事項(同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定による同条第1項第2号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出(軽微な変更に係るものを除く。)がされたときは、その変更後のもの)について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。</p> <p>2 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(最終提出年度に提出すべきものを除く。)の内容について、規則で定めるところにより計画書提出事業者から評価を求められたときは、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。</p> <p>3 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(最終提出年度に提出すべきものに限り。)の内容について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。</p> <p>4 市長は、前3項の規定による評価を行ったときは、規則で定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対し、当該評価の結果を通知するものとする。</p> <p>5 市長は、第1項から第3項までの規定による評価を行ったときは、規則で定める場合を除き、規則で定める期間、インターネットの利用その他適切な方法により、当該評価に係る計画書提出事業者の氏名又は名称、当該評価の結果その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p> <p>6 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項から第3項までの規定による評価を受けた計画書提出事業者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p>	<p>(評価の求め)</p> <p>第11条 条例第13条第2項の規定による評価の求めは、条例第11条第1項の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の提出に併せて、取組結果報告書評価依頼申出書(第7号様式)を市長に提出して行うものとする。</p>
	<p>(評価の結果の通知)</p> <p>第12条 条例第13条第4項の規定による評価の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者の氏名又は名称 (2) 事業者の所在地 (3) 評価の結果 (4) 書面により条例第13条第6項に規定する意見を述べるができること。 (5) 前号の意見を述べるができる期間 (6) その他市長が必要と認める事項
	<p>(評価の結果を公表しない場合)</p> <p>第13条 条例第13条第5項の規則で定める場合は、天災その他やむを得ないものとして事業活動脱炭素化取組指針に定める場合とする。</p>
	<p>(評価の結果を公表する期間)</p> <p>第14条 条例第13条第5項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に対する評価の公表 当該評価を公表した日から当該事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に係る計画期間が終了する日の属する年度の翌年度の末日まで (2) 事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に対する評価の公表 当該評価を公表した日から、当該事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に係る計画期間が終了した日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日まで
	<p>(公表する事項)</p> <p>第15条 条例第13条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者の氏名又は名称 (2) 評価の結果 (3) その他市長が必要と認める事項

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(計画書提出事業者に対する支援)</p> <p>第14条 市長は、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等の推進に関する事項について、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2 市長は、計画書提出事業者の温室効果ガスの排出量の削減等を推進するため、計画書提出事業者に対し、前条第1項から第3項までの規定による評価の結果に応じた情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>(施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者への協力)</p> <p>第15条 計画書提出事業者が設置し、又は管理する施設又は事業所の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者による計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該計画書に基づく温室効果ガスの排出量の削減等の推進について協力するよう努めるものとする。</p>	
<p>(中小規模事業者に対する支援)</p> <p>第16条 市は、中小規模事業者の温室効果ガスの排出量の削減等を推進するため、中小規模事業者に対し、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策等</p>	
<p>(開発事業等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応)</p> <p>第17条 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）のうち、1又は2以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）の用に供する目的で行うもの（以下「開発事業」という。）をしようとする者及び建築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出量の削減等及び緑化その他の気候変動適応のための措置を講ずるよう努めるとともに、脱炭素エネルギー源の利用を検討するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応について情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(開発事業地球温暖化対策等指針)</p> <p>第18条 市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応の推進並びに次条第1項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書の作成のために必要な事項についての指針（以下「開発事業地球温暖化対策等指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 第9条第2項及び第3項の規定は、開発事業地球温暖化対策等指針について準用する。</p>	
<p>(開発事業地球温暖化対策等計画書)</p> <p>第19条 規則で定める開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）は、開発事業地球温暖化対策等指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「開発事業地球温暖化対策等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域</p> <p>(3) 特定開発事業の概要</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容</p> <p>(5) 脱炭素エネルギー源の利用に係る検討の結果</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p> <p>2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策等計画書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>3 第1項の規定は、前項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出する場合について、準用する。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業者（以下「計画書提出開発事業者」という。）は、当該開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業が完了するまでの間、第1項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 開発事業の変更により、当該開発事業が特定開発事業に該当しなくなった場合は、第1項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策等計画書は、第2項の規定により提出された開発事業地球温暖化対策等計画書とみなす。</p>	<p>(特定開発事業)</p> <p>第16条 条例第19条第1項の規則で定める開発事業は、開発区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項の開発区域をいう。）の面積が1ヘクタール以上の開発行為であって、新築する1又は2以上の建築物（以下「予定建築物」という。）の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。</p> <p>(開発事業地球温暖化対策等計画書の提出)</p> <p>第17条 条例第19条第1項の規定による提出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策等計画書（第8号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第19条第1項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号の指定開発行為に該当する特定開発事業にあっては同条例第18条第1項の規定により条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあっては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに行うものとする。</p> <p>(開発事業地球温暖化対策等計画書の記載事項)</p> <p>第18条 条例第19条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定開発事業の名称及び目的</p> <p>(2) 工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日</p> <p>(3) 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
	<p>(開発事業地球温暖化対策等計画書の変更等の届出)</p> <p>第19条 条例第19条第4項の規定による届出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書(第9号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第19条第4項の規定による届出は、同条第1項第1号及び第6号に掲げる事項の変更にあっては速やかに、同項第2号から第5号までに掲げる事項の変更にあっては変更する日の15日前までに行うものとする。</p> <p>(特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策等計画書の提出等)</p> <p>第20条 前3条の規定は、条例第19条第2項の規定による特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策等計画書の作成及び提出について準用する。</p>
<p>(開発事業の完了の届出等)</p> <p>第20条 計画書提出開発事業者は、その提出した開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業を完了したとき、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(開発事業の完了の届出)</p> <p>第21条 条例第20条の規定による完了の届出は、開発事業地球温暖化対策等指針に定める資料を添付し、開発事業完了届出書(第10号様式)により行うものとする。</p> <p>(開発事業の中止の届出)</p> <p>第22条 条例第20条の規定による中止の届出は、開発事業中止届出書(第11号様式)により行うものとする。</p>
<p>(開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表)</p> <p>第21条 市長は、第19条第1項若しくは第2項の規定による提出又は同条第4項若しくは前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p>	<p>(開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表)</p> <p>第23条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第19条第1項第1号から第5号までに掲げる事項</p> <p>(2) 第18条第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p>
<p>(指導及び助言)</p> <p>第22条 市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策等指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。</p>	
<p>(住宅販売時の情報の提供)</p> <p>第23条 住宅の建築主及びその販売の受託者は、その販売をしようとするときは、購入しようとする者に対し、当該住宅に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減等及び緑化その他の気候変動適応について情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>第4節 脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策</p> <p>(脱炭素エネルギー源の優先的な利用等)</p> <p>第24条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、地域の特性に応じた脱炭素エネルギー源の利用について検討するとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(特定建築物への太陽光発電設備等の設置)</p> <p>第25条 床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が2,000平方メートル以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定める場合を除き、当該特定建築物又はその敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に、太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）その他の再生可能エネルギー源を利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）であつて規則で定める基準に適合するものを設置しなければならない。</p>	<p>(条例第25条第1項の規則で定める場合)</p> <p>第24条 条例第25条第1項の規則で定める場合は、当該特定建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第20条第2号に該当する建築物又は市長が特別の事情があると認める建築物である場合とする。</p> <p>(特定建築物への太陽光発電設備等の設置基準)</p> <p>第25条 条例第25条第1項の規則で定める基準は、太陽光発電設備の定格出力の合計が、当該特定建築物の建築面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の建築面積。以下この項及び次項において同じ。）に0.05を乗じて得た面積に1平方メートル当たり0.15キロワットを乗じて得た出力（当該出力が、次の表の左欄に掲げる特定建築物の区分に応じ、同表の中欄に掲げる出力に満たない場合にあつては当該中欄に掲げる出力、同表の右欄に掲げる出力を超える場合にあつては当該右欄に掲げる出力。以下この項及び第12号様式から第14号様式までにおいて「設置基準量」という。）以上であることとする。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)		
	特定建築物の区分	設置基準 量の下限	設置基準 量の上限
	床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の2分の1以上を工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号に規定する工場等をいう。）の用途に供する特定建築物（以下この欄において「工場等特定建築物」という。）であって、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満であるもの	6キロワット	18キロワット
	工場等特定建築物であって、床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満であるもの	12キロワット	36キロワット
	工場等特定建築物であって、床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの	24キロワット	45キロワット
	工場等特定建築物以外の特定建築物であって、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満であるもの	3キロワット	9キロワット
	工場等特定建築物以外の特定建築物であって、床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満であるもの	6キロワット	18キロワット
	工場等特定建築物以外の特定建築物であって、床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの	12キロワット	36キロワット

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
	<p>2 当該特定建築物の建築面積から次の各号のいずれかに該当する屋上の部分であって、太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める部分の面積を減じて得た面積（以下「太陽光発電設備設置可能面積」という。）が、当該建築面積に0.05を乗じて得た面積に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「当該特定建築物の建築面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の建築面積。以下この項及び次項において同じ。）に0.05を乗じて得た面積」とあるのは、「次項に規定する太陽光発電設備設置可能面積」とする。</p> <p>(1) ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分</p> <p>(2) 法令、条例等により緑化する部分</p> <p>(3) 定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分</p> <p>(4) 太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能及び維持管理に支障が生じる部分</p> <p>(5) 日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分</p> <p>(6) その他市長が必要と認める部分</p> <p>3 特定建築主が当該特定建築物又はその敷地に次の各号に掲げる設備を設置する場合には、当該各号に定める出力を合計した量の定格出力の太陽光発電設備を当該特定建築物又はその敷地に設置するものとみなして、前2項の規定を適用する。</p> <p>(1) 風力発電設備 当該設備の年間発電電力量1,000キロワット時当たり1キロワット</p> <p>(2) 地中熱を利用する熱供給設備 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット</p> <p>(3) 太陽熱を利用する熱供給設備 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット</p> <p>(4) バイオマスを利用する発電設備 当該設備の年間発電電力量1,000キロワット時当たり1キロワット</p> <p>(5) バイオマスを利用する熱供給設備 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット</p> <p>(6) その他市長が適当と認める再生可能エネルギー源を利用する設備 市長が適当と認める出力</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>2 特定建築主は、太陽光発電設備等の設置に代えて、当該特定建築物及びその敷地における脱炭素エネルギーの利用に係る措置として規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、当該特定建築主は、当該特定建築物又はその敷地に、規則で定める出力の量の太陽光発電設備等を設置したものとみなし、前項及び第4項の規定を適用する。</p>	<p>(特定建築物への太陽光発電設備等の設置に代わる措置)</p> <p>第26条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置であって、同条第1項の規定による特定建築物への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるものとする。</p> <p>(1) 当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発電される電気(非化石証書等により証されるその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値(以下この項において「環境価値」という。))を有するものに限る。)又は当該発電される電気が有する環境価値を当該特定建築物及びその敷地で利用するために必要な措置</p> <p>(2) 市内において新築等をした又は所有する建築物(当該特定建築物を除く。)若しくはその敷地に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発生される電気又は熱を当該建築物及びその敷地で利用するために必要な措置</p> <p>(3) 当該特定建築物が特定開発事業(条例第19条第2項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業者の当該開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業を含む。以下この号及び第33条第1項第2号イにおいて同じ。)の予定建築物である場合において、当該特定開発事業を行う土地の区域(当該特定建築物及びその敷地を除く。)に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発生される電気又は熱を当該区域で利用するために必要な措置</p> <p>(4) 当該特定建築物又はその敷地に太陽光発電設備等を設置することが困難であると市長が認める場合において、環境価値を当該特定建築物及びその敷地で利用するために必要な措置</p> <p>(5) その他当該特定建築物及びその敷地における脱炭素エネルギーの利用に係る措置</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>3 第1項の規則で定める基準並びに前項の規則で定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。</p> <p>4 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物太陽光発電設備等設置計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定建築物の名称及び所在地</p> <p>(3) 特定建築物の概要</p> <p>(4) 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類</p> <p>(5) 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等により利用することが可能な再生可能エネルギーの量</p> <p>(6) 第2項の措置を講じる場合にあっては、当該措置に関し規則で定める事項</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p>	<p>2 条例第25条第2項の規則で定める出力の量は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める出力を合計した量の定格出力とする。</p> <p>(1) 前項第1号の措置として、太陽光発電設備又は前条第3項第1号若しくは第4号に掲げる設備を設置する場合 当該設備の年間発電電力量（当該設備が設置される発電所内で消費される電力の量を除く。） 1,000キロワット時当たり1キロワット</p> <p>(2) 前項第2号又は第3号の措置として、太陽光発電設備を設置する場合 当該太陽光発電設備の定格出力</p> <p>(3) 前項第2号又は第3号の措置として、前条第3項各号に掲げる設備を設置する場合 同項各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める出力</p> <p>(4) 前項第4号又は第5号に規定する措置を講ずる場合 条例第25条第1項の規定による特定建築物への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認める出力</p> <p>(特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出等)</p> <p>第27条 条例第25条第4項の規定による提出は、付近見取図その他市長が必要と認める資料を添付し、特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（第12号様式）により、当該特定建築物の新築等に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに行わなければならない。</p> <p>2 特定建築主は、条例第25条第1項に規定する規則で定める場合には、当該特定建築物について同条第4項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書を作成し、提出することを要しない。</p> <p>(特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の記載事項)</p> <p>第28条 条例第25条第4項第6号の規則で定める事項は、同条第2項の措置の内容その他当該措置に関し市長が必要と認める事項とする。</p> <p>2 条例第25条第4項第7号の規則で定める事項は、連絡担当者の氏名及び連絡先その他市長が必要と認める事項とする。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>5 前項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間、同項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>6 計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間、第4項第3号から第6号までに掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>7 計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了したとき、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の変更の届出)</p> <p>第29条 条例第25条第5項及び第6項の規定による届出は、市長が必要と認める資料を添付し、特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書（第13号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第25条第5項の規定による変更の届出は、当該変更の日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。</p> <p>3 条例第25条第5項の規則で定める軽微な変更は、住居表示の実施に伴う特定建築主の住所若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地又は特定建築物の所在地の表示の変更その他市長が軽微な変更と認めたものとする。</p> <p>4 条例第25条第6項の規定による変更の届出は、当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前までに行うものとする。</p> <p>5 条例第25条第6項の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第3号に掲げる事項の変更（同項第4号から第6号までに掲げる事項その他市長が必要と認める事項の変更を伴うものを除く。）その他市長が軽微な変更と認めたものとする。</p>
	<p>(特定建築物の新築等に係る工事の完了等の届出)</p> <p>第30条 条例第25条第7項の規定による工事の完了の届出は、市長が必要と認める資料を添付し、特定建築物工事完了届出書（第14号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第25条第7項の規定による工事中止の届出は、特定建築物工事中止届出書（第15号様式）により行うものとする。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>8 市長は、第4項の規定による提出又は前3項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出特定建築主の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p>	<p>(公表する事項)</p> <p>第31条 条例第25条第8項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他市長が必要と認める事項とする。</p> <p>(1) 条例第25条第4項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書が提出された場合 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書(第1面を除く。)に記載された事項</p> <p>(2) 条例第25条第5項又は第6項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書が提出された場合 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書(第1面を除く。)に記載された事項</p> <p>(3) 条例第25条第7項の規定により特定建築物工事完了届出書が提出された場合 特定建築物工事完了届出書(第1面を除く。)に記載された事項</p> <p>(4) 条例第25条第7項の規定により特定建築物工事中止届出書が提出された場合 中止の日その他市長が必要と認める事項</p>
<p>(中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置)</p> <p>第26条 特定建築事業者(建築事業者(建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。以下同じ。))であって、1年間に市内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物(床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物をいい、建築事業者が自ら当該工事を行うものに限る。以下同じ。)の床面積の合計が規則で定める値以上であるものをいう。以下同じ。)は、当該中小規模特定建築物又はその敷地に、出力の合計が規則で定める量以上の太陽光発電設備を設置しなければならない。</p>	<p>(中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置基準)</p> <p>第32条 条例第26条第1項に規定する規則で定める値は、5,000平方メートルとする。ただし、特定建築事業者が市内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物(1年間(4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。第34条において同じ。))に建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証(建築物の計画の変更に係るものを除く。第34条において同じ。)の交付を受けたものに限る。次項において同じ。)に次に掲げる建築物(以下「適用除外建築物」という。)が含まれる場合は、5,000平方メートルに当該適用除外建築物の床面積の合計を加えた値とする。</p> <p>(1) 建築物省エネ法第20条第1号又は第2号に該当する建築物</p> <p>(2) 床面積の合計が10平方メートル以下の建築物</p> <p>(3) その他市長が特別の事情があると認める建築物</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>2 特定建築事業者は、太陽光発電設備の設置に代えて、脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置として規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、当該特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物又はその敷地に、規則で定める出力の量の太陽光発電設備を設置したものとみなし、前項及び第4項の規定を適用する。</p>	<p>2 条例第26条第1項に規定する規則で定める量（第37条第2号及び第16号様式において「設置基準量」という。）は、特定建築事業者が市内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物（適用除外建築物を除く。）の数（ただし、次に掲げる建築物に該当する中小規模特定建築物の数を除くことができる。）に算定基準率0.7を乗じて得た値に2キロワットを乗じて得た量の定格出力とする。</p> <p>(1) 建築面積が20平方メートル未満の建築物</p> <p>(2) 屋根のうち、真方位90度以上270度以下の方向に面する部分及び水平な部分から市長が太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分を除いた部分の水平投影面積の合計が20平方メートル未満の建築物その他太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める建築物</p> <p>(中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に代わる措置)</p> <p>第33条 条例第26条第2項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該中小規模特定建築物又はその敷地における次に掲げる設備の設置</p> <p>ア 地中熱を利用する熱供給設備</p> <p>イ 太陽熱を利用する熱供給設備</p> <p>ウ その他市長が適当と認める再生可能エネルギー源を利用するための設備</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる措置であって、中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に代わる措置として市長が適当と認めるもの</p> <p>ア 当該中小規模特定建築物及びその敷地以外の市内の建築物（特定建築物を除く。）又はその敷地に太陽光発電設備又は前号アからウまでに掲げる設備を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該建築物及びその敷地で利用するために必要な措置</p> <p>イ 特定開発事業の予定建築物として当該中小規模特定建築物の新築等をしようとする場合において、当該特定開発事業の区域に太陽光発電設備又は前号アからウまでに掲げる設備を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該区域で利用するために必要な措置</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
	ウ その他脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置
<p>3 第1項に規定する出力の量並びに前項に規定する規則で定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。</p> <p>4 特定建築事業者は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物及びその敷地（以下「中小規模特定建築物等」という。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計</p> <p>(3) 第1項に規定する出力の量に対する中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況</p> <p>(4) 第2項の措置を講じる場合にあつては、当該措置に関し規則で定める事項</p> <p>(5) その他規則で定める事項</p>	<p>2 条例第26条第2項に規定する規則で定める出力の量は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める出力を合計した量の定格出力とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる措置として同号ア又はイに掲げる設備を設置する場合 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット又は当該設備を設置した中小規模特定建築物及びその敷地1件当たり2キロワット</p> <p>(2) 前項第1号に掲げる措置として同号ウに掲げる設備を設置する場合又は同項第2号に掲げる措置（同号ウに掲げる措置を除く。次号において同じ。）として第25条第3項各号に掲げる設備を設置する場合 同項各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める出力</p> <p>(3) 前項第2号に掲げる措置として、太陽光発電設備を設置する場合 当該太陽光発電設備の定格出力</p> <p>(4) 前項第2号に掲げる措置（同号ウに掲げる措置に限る。）を講ずる場合 条例第26条第1項の規定による中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に代わる措置として市長が適当と認める出力</p> <p>(中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の作成等)</p> <p>第34条 条例第26条第4項の規定による作成は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物（1年間に確認済証が交付されたものに限る。次条において同じ。）及びその敷地について行うとともに、同項の規定による提出は、市長が必要と認める資料を添付し、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（第16号様式）により、1年間の末日の属する年度の翌年度の9月末までに行わなければならない。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>5 建築事業者（特定建築事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を作成し、市長に提出することができる。</p> <p>6 第4項の規定は、前項の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出する場合について、準用する。</p> <p>7 市長は、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る特定建築事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p>	<p>(中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の記載事項)</p> <p>第35条 条例第26条第4項第4号の規則で定める事項は、同条第2項の規定による措置の内容その他市長が必要と認める事項とする。</p> <p>2 条例第26条第4項第5号の規則で定める事項は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の数その他市長が必要と認める事項とする。</p> <p>(特定建築事業者以外の建築事業者による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の作成等)</p> <p>第36条 前2条の規定は、条例第26条第5項の規定による建築事業者（特定建築事業者を除く。）による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の作成及び提出について準用する。</p> <p>(中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の概要の公表)</p> <p>第37条 条例第26条第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第26条第4項第1号に掲げる事項</p> <p>(2) 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率</p> <p>(3) 太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>(建築士による太陽光発電設備に係る説明)</p> <p>第27条 建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地に設置することができる太陽光発電設備について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>2 建築士は、前項の建築主の承諾を得て、同項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を提供することができる。この場合において、当該建築士は、同項の規定による書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定による説明をした建築士は、同項の規定により交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。</p>	<p>(建築士による説明を要する建築物)</p> <p>第38条 条例第27条第1項の規則で定める建築物は、床面積の合計が10平方メートルを超える建築物（特定建築物及び建築物省エネ法第20条第2号に該当する建築物を除く。）とする。</p> <p>(建築士による説明を要しない場合)</p> <p>第39条 条例第27条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 建築主が建築事業者である場合 (2) 建築主から条例第27条第1項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合 (3) その他市長が認める場合</p> <p>(書面の記載事項)</p> <p>第40条 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 設置することが可能な太陽光発電設備の出力の合計 (2) 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報 (3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(書面の写し等の保存期間)</p> <p>第41条 条例第27条第3項の規則で定める期間は、同条第1項の規定による説明を行った日から起算して3年とする。</p>
<p>(特定建築主等に対する支援)</p> <p>第28条 市長は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置を促進するため、特定建築主、特定建築事業者、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出しようとする建築事業者（特定建築事業者を除く。）及び前条第1項の設計を行う建築士に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援（特定建築主に対するものにあつては、太陽光発電設備等（太陽光発電設備を除く。）の設置を促進するためのものを含む。）を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>(事業者及び市民に対する支援)</p> <p>第29条 市は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>の設置を促進するため、事業者及び市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>(適用除外) 第30条 この節(第24条及び次条を除く。)の規定は、規則で定める建築物については、適用しない。</p>	<p>(適用除外) 第42条 条例第30条の規則で定める建築物は、建築物省エネ法第20条第3号に該当する建築物とする。</p>
<p>(エネルギー供給事業の情報の提供) 第31条 市長は、市域における温室効果ガスの排出の量を明らかにするため、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対して、市域における事業に関する情報の提供を求めることができる。</p>	<p>(エネルギー供給事業者) 第43条 条例第31条の規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。 (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者 (2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者</p>
<p>第5節 日常生活等における地球温暖化対策等</p>	
<p>(温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の利用等) 第32条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において使用する製品について、温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるとともに、当該製品を購入する場合は、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品を選択するよう努めるものとする。この場合において、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(廃棄物の発生の抑制等) 第33条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(交通に係る地球温暖化対策) 第34条 事業者及び市民は、公共交通機関の利用、排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備その他の交通に係る温室効果ガスの排出の量の削減のための取組に努めるものとする。 2 市は、公共交通機関の充実及びその利用促進、排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(環境教育及び環境学習)</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>第35条 市は、地球温暖化対策等のための環境教育及び環境学習の推進並びにそれらの支援を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>(緑の保全及び緑化の推進)</p> <p>第36条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため、緑の保全及び緑化の推進に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>第6節 環境技術による国際貢献の推進等</p>	
<p>(地球温暖化対策に資する製品及び技術)</p> <p>第37条 製品の開発及び生産並びに技術の開発(以下「製品の開発等」という。)を行う事業者は、地球全体での温室効果ガスの排出の量の削減のため、温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品の開発等を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、事業者の行う温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品の開発等を支援するよう努めなければならない。</p>	
<p>(環境技術による国際貢献の推進)</p> <p>第38条 優れた環境技術を有する事業者は、その事業活動を通じて、地球温暖化対策等に係る国際貢献を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、優れた環境技術を有する事業者と連携して、地球温暖化対策等に係る国際貢献を推進するよう努めなければならない。</p>	
<p>第3章 地球温暖化対策等の推進のための体制整備</p>	
<p>(地球温暖化防止活動推進員)</p> <p>第39条 地球温暖化防止活動推進員(法第37条第1項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。)は、同条第2項に定めるもののほか、気候変動適応に関する知識の普及等気候変動適応の重要性に対する事業者及び市民の理解を深めるための活動を行う。</p> <p>2 市は、推進員が、地域における地球温暖化対策等を推進できるよう、必要に応じて支援するものとする。</p> <p>3 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応のための取組の推進に努めなければならない。</p>	
<p>(地域地球温暖化防止活動推進センター)</p> <p>第40条 地域地球温暖化防止活動推進センター(法第38条第1項の規定に基づき市長が指定する者をいう。以</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>下「推進センター」という。)は、同条第2項に定めるもののほか、気候変動適応に関する普及啓発を行うこと等により気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るための事業を行う。</p> <p>2 市は、推進センターが、事業者及び市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援するものとする。</p>	
第4章 雑則	
<p>(報告等及び立入調査)</p> <p>第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者、計画書提出開発事業者、計画書提出特定建築主、第26条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した者及び第27条第1項の設計を行う建築士が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第44条 条例第41条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(第17号様式)とする。</p>
<p>(勧告)</p> <p>第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第10条第1項、第11条第1項、第19条第1項、第25条第4項又は第26条第4項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者</p> <p>(2) 第10条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)、第19条第4項、第20条又は第25条第5項から第7項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、第19条第2項の規定に係る開発事業地球温暖化対策等計画書(同条第5項の規定により同条第2項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策等計画書とみなされたものを含む。)又は第26条第5項の規定に係る中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書について虚偽の提出をした者</p> <p>(4) 第25条第4項の規定による特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出があった場合において、そ</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
<p>の特定建築物太陽光発電設備等設置計画書に記載された特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等が同条第1項の基準に適合しないと認めるときにおける、その提出をした者</p>	
<p>(5) 第26条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の提出があった場合において、その中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書に記載された中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量が同条第1項に規定する出力の量に達しないと認めるときにおける、その提出をした者</p> <p>(6) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(同項に規定する建築士を除く。)</p>	
<p>(事実の公表)</p> <p>第43条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p>	<p>(事実の公表)</p> <p>第45条 条例第43条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 勧告の内容</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p>
<p>(表彰)</p> <p>第44条 市長は、地球温暖化対策等の推進に寄与していると認められる事業者及び市民を表彰することができる。</p>	<p>(計画書等の提出)</p> <p>第46条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する計画書等の提出部数は、特に定めのあるものを除き、正本1通及びその写し1通とする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
改正附則 (抄)	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中第31条の改正規定（同条を第33条とする部分を除く。）及び第32条の改正規定（同条を第34条とする部分を除く。） 令和5年4月1日</p> <p>(2) 第2条並びに附則第2項及び第3項の規定 令和6年4月1日</p> <p>(3) 第3条及び附則第4項の規定 令和7年4月1日</p>	
<p>(経過措置)</p> <p>4 第3条の規定による改正後の条例第25条及び第26条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われた建築物については、適用しない。</p>	

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
	<p>制定附則 (抄)</p> <p>(条例第25条第1項に規定する太陽光発電設備等の設置を要しない場合の特例)</p> <p>5 条例第25条第1項の規則で定める場合は、第24条に規定する場合のほか、特定建築主が令和7年3月31日までに当該特定建築物について次に掲げる申請その他の行為を行う場合とする。</p> <p>(1) 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請</p> <p>(2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第6条第1項の規定による送付又は川崎市環境影響評価に関する条例第8条(同条例第8条の10第2項において準用する場合及び同条例第74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。)の規定による提出若しくは同条例第9条第1項(同条例第74条において準用する場合を含む。)の規定による届出</p> <p>(3) 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年川崎市条例第48号)第9条第1項の規定による設置</p> <p>(4) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の4第1項の規定による提出</p> <p>(5) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)第10条第1項の規定による提出</p> <p>(6) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(昭和47年川崎市規則第76号)第2条第2項(同条第3項において都市計画法第34条の2第1項の規定による協議について準用する場合を含む。)の規定による申請</p> <p>(条例第25条第4項に規定する特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の作成等を要しない場合の特例)</p> <p>6 特定建築主は、第27条第2項に規定する場合のほか、令和7年3月31日までに当該特定建築物について前項各号に掲げる申請その他の行為を行う場合には、当該特定建築物について条例第25条第4項の規定により特</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
	<p>定建築物太陽光発電設備等設置計画書を作成し、提出することを要しない。</p>
	<p>改正附則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条の次に14条を加える改正規定(第37条第2号及び第3号に係る部分に限る。)は、令和9年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から起算して21日が経過する日までの間に、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知がされた川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。)第25条第1項に規定する特定建築物の新築等に係る条例第25条第4項の規定による提出に係る改正後の規則第27条の規定の適用については、同条中「当該特定建築物の新築等に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに」とあるのは、「令和7年4月1日以降速やかに」とする。</p>

条例 (R7.4施行時点)	規則 (R7.4施行時点)
	<p>第1号様式 (事業活動脱炭素化取組計画書)</p> <p>第2号様式 (事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書)</p> <p>第3号様式 (中小規模事業者用脱炭素化取組計画書)</p> <p>第4号様式 (中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書)</p> <p>第5号様式 (事業活動脱炭素化取組結果報告書)</p> <p>第6号様式 (中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書)</p> <p>第7号様式 (取組結果報告書評価依頼申出書)</p> <p>第8号様式 (開発事業地球温暖化対策等計画書)</p> <p>第9号様式 (開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書)</p> <p>第10号様式 (開発事業完了届出書)</p> <p>第11号様式 (開発事業中止届出書)</p> <p>第12号様式 (特定建築物太陽光発電設備等設置計画書)</p> <p>第13号様式 (特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書)</p> <p>第14号様式 (特定建築物工事完了届出書)</p> <p>第15号様式 (特定建築物工事中止届出書)</p> <p>第16号様式 (中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書)</p> <p>第17号様式 (立入調査員証)</p>